

案

別紙

園芸産地重点支援型（園芸産地重点支援事業）の運用について

第1 事業の実施

1 事業実施主体

とくしま農山漁村緊急投資事業実施要領（以下「実施要領」という。）別表の事業実施主体の要件の欄の農業者の組織する団体で、別に定めるものとは、徳島県内に所在する次に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合

(2) 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

2 対象作物

対象作物は、野菜、果樹及び花きとし、品目とは対象作物に属する個別の種類とする。

3 補助対象となる取組

補助対象となる取組は、対象作物の高温対策や低コスト生産等の収益性向上に直結する技術を産地全体へ横展開する取組とする。なお、当該地域において既に普及している取組については、補助対象外とする。

4 補助対象期間

補助対象期間は、交付決定日から令和9年1月31日までとする。

5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象期間内に実施した取組に要した経費（消耗品購入等の需用費、外部委託等の役務費に限る。）とする。なお、補助対象期間内に取組を完了したことが納品書や領収書等の証憑により確認できるものに限る（消費税及び地方消費税は補助対象外。）。

6 面積要件

補助対象となる取組を実施する面積は、品目ごとに次に掲げる規模以上であることとする。

対象作物	面積要件（品目ごと）	備考
野菜	10ha	中山間地域等の場合は5haとする。 施設野菜の場合は1haとする。
果樹	10ha	中山間地域等の場合は5haとする。 施設果樹の場合は1haとする。
花き	1ha	

第2 事業の実施手続

1 事業計画書の提出等

(1) 事業実施主体は、事業計画書（別紙様式第3-1号）を作成し、別紙様式第1号により知事に提出するものとする。なお、野菜、果樹、花きごとに事業計画書を作成することができるものとする。

(2) 知事は、事業計画書について、別添1の配分基準による評価に基づき、予算の範囲内で採択し、別紙様式第2号により事業実施主体へ通知するものとする。

(3) 事業実施主体は、とくしま農山漁村未来投資事業等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める交付申請を行う場合は、交付申請書に事業計画書を添えて知事に提出するものとする。

2 事業計画書の変更

事業実施主体は、交付要綱で定める重要な変更を行う場合は、変更承認申請書に変更後の事業計画書を添えて知事に提出するものとする。

3 事業実績報告書の提出

事業実施主体は、事業計画書に基づく取組実績等について、事業実績報告書（様式第3-1号）を作成し、交付要綱で定める実績報告書に添えて提出するものとする。

4 事業実績報告書の内容の確認等

(1) 県は、事業実施主体が提出した事業実績報告書に基づき、補助対象となる取組の実施状況について、事業実績報告書の添付書類（納品書や領収書等の証憑の写し、写真等）を基に確認するものとし、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(2) 補助対象となる取組の実施に向けて準備を行っていたにもかかわらず、自然災害など事業実施主体の責に帰さない事由により、当該取組の実施が困難となった場合について、次に掲げる全ての条件に該当すると知事が認めるものについては、補助対象とすることができるものとする。

①事業計画書を県に提出しており、県から承認を受けていること

②当該自然災害等の発生前に、取組の実施に必要な資材等を購入済みであるなど、取組の準備を行っていたことが確認できること

第3 推進経費の補助

1 県は、予算の範囲内において、事業を効果的かつ円滑に実施する際に必要となる経費（以下「推進経費」という。）を事業実施主体（農業協同組合に限る。）に補助する。なお、推進経費は本事業の実施のために直接必要となる経費であって、証憑や業務日誌等により確認できるものに限る。また、他の業務との兼用がある場合は、利用割合に応じた経費負担割合を定めた上で、費用の按分を確認できる書類を添付するものとする。

(1) 事務等経費

人件費、印刷製本費、通信運搬費

第4 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の(1)から(3)までのいずれかから調達を受ける場合（ほかの会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

(1) 事業実施主体自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方向

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内で

あると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は、0とする。)をもって取引価格からは利益相当額の排除を行う。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第5 証拠書類の保管

1 事業実施主体は、次に掲げる書類を整理し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、事業実績報告書に添付の上、県へ提出しなければならない。

(1) 取組に要した資材を購入等したことが確認できる書類

(2) 推進経費が確認できる書類

(別添1)

園芸産地重点支援事業の配分基準について

園芸産地重点支援事業は、事業計画書を次の配分基準による評価に基づき、予算の範囲内で採択し、事業実施主体へ通知するものとする。

【配分基準】

- ・事業実施主体は、次の項目を選択し、それぞれのポイントを合算するものとする。
露地野菜、露地果樹については、1と3の項目のポイントを選択すること。
施設野菜、施設果樹又は花きは、2と3の項目のポイントを選択すること。
合計ポイントは最大で20ポイントとなる。
- ・ポイントの算定は事業計画書単位で行うものとする。
- ・基礎ポイントは、一つの事業計画書に複数品目を設定する場合、主な品目でポイントを設定することとし、加算ポイントは、いずれかの品目で取り組んでいれば加算することができる。

項目	ポイント					
1 基礎ポイント (主に露地野菜、露地果樹での取組を実施する場合) 【最大10ポイント】	取組面積		取組面積(中山間地域等)			
	ア	30ha以上～	10	ア	13ha以上～	10
	イ	25ha以上～30ha未満	8	イ	11ha以上～13ha未満	8
	ウ	20ha以上～25ha未満	6	ウ	9ha以上～11ha未満	6
	エ	15ha以上～20ha未満	4	エ	7ha以上～9ha未満	4
オ	10ha以上～15ha未満	2	オ	5ha以上～7ha未満	2	
2 基礎ポイント (主に施設野菜、施設果樹、又は花きでの取組を実施する場合) 【最大10ポイント】	取組面積					
	ア	5ha以上～	10			
	イ	4ha以上～5ha未満	8			
	ウ	3ha以上～4ha未満	6			
	エ	2ha以上～3ha未満	4			
オ	1ha以上～2ha未満	2				
3 加算ポイント 【最大10ポイント】	次のア、イの基準に該当する場合は、基準1つにつき5ポイントを加算することとする。イの中で取り組む技術が1つでもあれば加算する。 ア とくしま農業振興プロジェクトに位置づけられた品目 イ 県等の研究成果に基づき、産地が取り組む技術 ・遮光、遮熱資材等の活用による高温対策技術 ・防虫、防鳥、防風ネット栽培技術 ・冬期定植におけるべたがけ栽培技術 ・れんこん栽培における太陽熱消毒技術 ・緑肥栽培による化学肥料の低減技術 ・果樹における省力化樹形栽培技術 ・スマート農業技術 ・知事が別に認める技術					

1 ポイント順による採択

要望額の合計が予算を超える場合、ポイントが高い事業計画書から順に採択するものとする。

2 同点の場合の優先順位

ポイントが同じ事業計画書が複数ある場合、要望額が小さい事業計画書を優先して採択するものとする。

3 補助額の調整

予算の残額によっては、採択にあたって補助額を要望額から減額することがある。